

## JIMA 推奨の手引き

## 【申請時について】

- 1) 申請者に送付する書類
  - ① JIMA 推奨審査事務規程（平成 27 年 12 月 8 日版）
  - ② 電動バイクの推奨規約（平成 30 年 3 月 15 日改訂版）
  - ③ JIMA 推奨規約のガイドライン（平成 30 年 3 月 15 日改訂版）
  - ④ 推奨申請書（JIMA 推奨ステッカー申請書「PDF」）
  - ⑤ 推奨申請書（JIMA 推奨ステッカー申請書「Excel」）
- 2) 申請者が提出する書類
  - ④または⑤の書類に記載・押印したもの 2 通
  - ⑥ 申請車両の画像 正面・側面・背面  
（推奨シールの貼付け位置を○で示すこと）  
但し、JPEG 画像のメール添付も可とする
  - ⑥ 初回のみ会社謄本（個人の場合は住民票又は印鑑証明書） 1 通  
但し、登記事項に変更があった場合は、その旨を報告し再提出する事とする。
  - ⑦ 車台番号リスト
- 3) 申請書の送付先  
Eメールの場合  
[info@jima.gr.jp](mailto:info@jima.gr.jp)  
郵送の場合  
JIMA 本部  
〒107-0052 東京都港区赤坂 2-19-5 2F  
TEL 03-5969-8531  
「至急の場合は、下記まで」  
八王子支局  
〒193-0832 東京都八王子市散田町 4-11-9（株式会社 RPM 内）  
TEL 042-667-8435

## 【認定時について】

- 1) 申請者に送付する書類  
認定番号を附番した推奨認定書の発行  
推奨シール（申請数）  
請求書
- 2) 申請者が行う手続き  
推奨シールの貼付け  
推奨シール代金の支払い  
（但し、振込手数料は、申請者にてご負担下さい。）

## 【告知について】

推奨認定車両に関する情報を JIMA の Web-Site 公表する

## 【その他】

車両の生産が終了した場合、その申請者はその旨を事務局に報告すること。  
生産終了後 5 年を経過し、補修部品などの供給サービスを停止した時はその旨を事務局に報告すること。  
（JIMA の Web-Site にて、上記の各項について公表する。）  
但し、上記の各項の報告を怠った場合は、直ちに JIMA の Web-Site にある情報を削除する事とする。